人権課題について学ぼう
同和問題　①

もし、あなたが、自分の生まれたところや住んでいる（住んでいた）ところを理由に差別を受けたらどう思いますか？

Q．どんな課題がありますか？

A．**結婚や就職の際に、出身地等を理由に差別を受けること**

本人の人柄や能力とは関係のない出身地等を理由に、結婚に反対したり、就職で不採用にする等の差別が起きています。

不動産売買における「土地差別」

都市開発、マンション建築等に際して、特定の地域に対する差別調査が行われたり、不動産売買において同和地区・被差別部落の物件が避けられている、いわゆる「土地差別」という同和地区を忌避する状況が報告されています。

差別表現や差別情報が流されること

マスコミなどから発信される情報も含め、日常生活の中のさまざまな場面において、差別呼称を用いて差別発言をするといった例や、社会の中にある同和問題についての偏見や差別意識を悪用し、マイナスイメージや一部の不祥事等だけを強調することで、特定の個人や地域を中傷するだけでなく、部落差別を助長するような例など、いろいろな形での差別表現が行われています。

○熊本県人権情報誌「コッコロ通信」から

国民年金だより

20歳になったら『国民年金』

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

みなさんは、国民年金について考えたことがありますか？「年金なんてまだ関係ない」と思っていませんか？

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に…」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう。

なお、学生の方や収入が少なく保険料の納付が困難な方の場合は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度がありますので、高森町役場年金係で国民年金の加入手続きと併せて申請してください。（20歳前に就職して厚生年金等に加入している方は、第２号被保険者となっていますので、加入手続きは不要です。）

■お問い合わせ先　住民福祉課住民係　TEL６２－１１１１（内線１３４）